

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年7月2日)

〔件 名〕

- 1 「地下水シンポジウム～持続可能な地下水利用に向けて～」の開催について
(水・大気環境課)・・・1
- 2 ラムサール条約登録湿地及び東郷池の環境教育イベントの開催について
(水・大気環境課)・・・2
- 3 鳥取県都市公園条例の一部改正に係るパブリックコメント実施について
(公園自然課)・・・3
- 4 平成24年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草の開始について
(砂丘事務所)・・・7

生活環境部

「地下水シンポジウム～持続可能な地下水利用に向けて～」の開催について

平成24年7月2日
水・大気環境課

1 目的

持続可能な地下水利用に向けた条例案のパブリックコメント募集期間中に開催し、より多くの県民の方々の意見を伺い、条例案への反映を検討するとともに、世論の高まり、地下水採取に係る県民の意識醸成を図る。

2 日時

平成24年7月28日(土) 14時～16時

3 場所

米子商工会議所7階 大会議室(126名収容)
(電話 0859-22-5131)

4 対象者

一般県民、事業者

5 シンポジウムの内容

(1) 鳥取県内の保全・涵養・研究報告

① 米子市水道局の取組み(米子平野・大山山麓西部域の水資源、保全活動等)

米子市水道局 計画課 係長 泉 幸雄

② サントリーの取組みについて

天然水奥大山ブナの森工場 エンジニアリング部門 技師長 岩瀬 充典

③ 鳥取県の地下水・湧水の水質とその形成・循環に関する研究

鳥取県衛生環境研究所 水環境対策チーム長 九鬼 貴弘

(2) 「日本の地下水利用」

国土交通省 水資源政策課 企画専門官 徳道 修二

(3) パネルディスカッション

○パネラー ①～③の発表者、国土交通省及び鳥取県担当者

○コーディネーター 鳥取県西部総合事務所 所長 林 昭男

○内容

ア 「鳥取県地下水条例(仮称)案」の概要 水・大気環境課長

イ 現状の課題や今後の取組み等の発表、報告など

ウ 参加者と出演者との意見交換



天の真名井

名水所在地/米子市米子江町石井谷



布勢の清水

名水所在地/鳥取市気高町殿

ラムサール条約登録湿地及び東郷池の環境教育イベントの開催について

平成24年7月2日
水・大気環境課

- 島根県との連携による中海・宍道湖のラムサール条約登録湿地での環境学習に関するシンポジウムを7月から5回にわたって実施する。
- 湯梨浜町と連携して、中海の取組みを東郷池にも応用して実施する。

I ラムサール条約リレーシンポジウム

1 開催

- 日時 平成24年7月27日(金) 午前10時から午後4時
- 場所 八雲立つ風土記の丘～宍道湖グリーンパーク及び宍道湖自然館ゴビウス

2 コンセプト

- 楽しく学ぼう！～宍道湖・中海のつながり、歴史、恵みを感じる～

3 内容(予定)

- ミニ講演「古代の暮らしと宍道湖・中海」及び施設見学(八雲立つ風土記の丘)
- ミニ講演「宍道湖と中海の関わり、今と昔」及び施設見学(宍道湖自然館ゴビウス)

4 主催者 鳥取県、島根県

5 今後の予定

| 開催月 | 場所 | テーマ(全て仮称) | 講師 |
|-----------|---------------|------------|--------------------------------|
| 9月下旬 | 宍道湖湖畔 | ゴズ釣り&ゴミ拾い | 宍道湖自然館ゴビウス職員 |
| 11月中旬 | 宍道湖湖畔 | 魚と人をつなぎなおす | 水産庁研究指導課情報技術企画官 上田 勝彦 氏(予定) |
| 11月10日(土) | 米子水鳥公園 | マンガ・イラスト教室 | イラストレーター 富士鷹 なすび 氏(予定) |
| 12月15日(土) | 境港市シンフォニーガーデン | 両県合同シンポジウム | さかなクン(予定) |

II 愛らぶ東郷池・湖上学習会・まんがイラスト教室

1 開催

- 日時 平成24年7月29日(日) 午前10時から午後4時
- 場所 東郷池～衛生環境研究所(衛生環境研究所の施設公開行事と併催 ～別紙参照～)

2 コンセプト

- 楽しく学ぼう！～見よう、触れよう、調べよう、描いてみよう～

3 内容(予定)

- 東郷池クルージングによる湖上学習(湯梨浜町、中部総合事務所生活環境局)
- 「東郷池の生き物」まんがイラスト教室
(マンガ製作プロダクション(株)ラ・コミック 代表取締役社長 寺西 竜也 氏)

4 主催者 鳥取県、湯梨浜町

5 今後の予定

| 開催月 | 場所 | テーマ(全て仮称) | 講師 |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| 12月16日(日) | ハワイアロハホール | さかなクンと楽しく学ぼう | さかなクン(予定) |

鳥取県都市公園条例の一部改正に係るパブリックコメント実施について

平成24年7月2日
公園自然課

第二次地方分権一括法の施行に伴い、都市公園法ならびに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）が改正され、従来政省令に拠っていた都市公園設置基準や特定公園施設移動等円滑化基準（バリアフリー基準）について各都道府県条例で定めることとなった。

それに伴い県都市公園条例改正案について、パブリックコメントを実施する。

1 条例改正の背景

- 都市公園の配置、規模や整備目標、また公園施設の設置基準（建築物の建ぺい率に係る特例基準）について、従来国政令に拠っていたものを県の実情に合わせ定めることとした。
- 都市公園内の特定公園施設（※）の移動等円滑化基準に係る特定公園施設の規格・基準等について、鳥取県福祉のまちづくり条例に基づいた高齢者・障がい者をはじめとした、より人に優しい公園施設のバリアフリー基準を県条例により定めることとした。

※特定公園施設：バリアフリー法において移動等円滑化が特に必要として政令で定める園路及び広場や駐車場、休憩所、便所等の公園施設をいう。

2 改正の概要

(1) 都市公園設置、規模、整備基準の条文化

県内の都市公園の設置、規模を条例に盛り込むとともに、県における都市公園の整備水準を住民一人当たりの敷地面積基準10㎡以上、市街地においては住民一人当たりの敷地面積基準を5㎡以上とすること。

(2) 公園施設設置基準の条文化

従来、国政令で定められていた公園内の公園施設建築物の建ぺい率について、新たに県条例で建ぺい率の要件を2%以内と定め、以下の施設についてはそれぞれの施設毎に特例として2%を超えて設置できる基準を定めることとする。

- ①休養施設、運動施設、教養施設 . . . 10%まで
- ②屋根付き広場、壁を有しない雨天運動場等高い開放性を有する建築物 . . . 10%まで
- ③3ヶ月を限度として設置される臨時公園施設としての建築物 . . . 2%まで

(3) 新設等の特定公園施設に係る移動等円滑化基準の条文化

特定公園施設の新設、増設又は改築を行う際に従来拠っていた国土交通省令の特定公園施設移動等円滑化基準について、鳥取県福祉のまちづくり条例に基づいたより人に優しい公園施設の整備を目的としてバリアフリー基準を県条例において明示する。

3 意見募集の方法

(1) 意見応募の方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所県民局意見箱等による意見募集

(2) 意見募集の期間案

平成24年7月4日（木）から7月27日（金）まで

4 今後のスケジュール

H24年7月上旬 パブリックコメント、関係団体（当事者団体等）意見照会
H24年9月中旬 9月県議会条例案 提出
H25年4月1日 改正鳥取県都市公園条例 施行

第2次分権一括法施行に伴う鳥取県都市公園条例改正の概要

1 改正理由

第2次分権一括法の施行に伴い、都市公園法と高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）が改正され、従来政省令に拠っていた都市公園設置基準や特定公園施設移動等円滑化基準（バリアフリー基準）を各自治体の条例において定めることとされたことに伴う改正

（都市公園法）

第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準で行う。

第4条 都市公園に公園施設として設けられる建築物の総計の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。

ただし、動物公園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して地方公共団体の条例で定める範囲内で超えることができる。

（バリアフリー法）

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならない。

2 鳥取県都市公園条例の改正（案）

（1）都市公園設置基準の条文化（第1条の3関係：都市公園法第3条改正対応）

県内における都市公園の配置、規模や都市公園の整備水準について、政令を参酌しつつ県内の実情を踏まえて、都市公園条例に基準等を新設する。

- ① 県が広域の利用に供する目的として整備する都市公園については、利用目的等に応じて機能を十分に発揮できる配置、敷地面積とすること。
- ② 県内の都市公園の整備水準の目標を以下のとおりとすること。
 - ア) 都市公園の整備水準を住民一人当たりの敷地面積基準を10㎡以上とする。
 - イ) 市街地においては住民一人当たりの敷地面積基準を5㎡以上とすること。

（2）公園施設設置基準の条文化（第1条の4関係：都市公園法第4条改正対応）

・都市公園内に公園施設として設けられる建築物について、これまで政令で定められていた特例建ぺい率の基準について、政令を参酌して都市公園条例に新設する。

- ①特例対象（下記②～④）以外の建築物の建ぺい率上限・・・敷地面積の2%まで
- ②休養施設、運動施設、教養施設等に係る特例建ぺい率・・・敷地面積の10%まで
- ③屋根付き広場等高い開放性のある建築物の特例建ぺい率・・・敷地面積の10%まで
- ④3月を限度として設置される臨時公園施設としての建築物に係る特例建ぺい率
・・・敷地面積の2%まで

●①から④までの基準に基づく、建築物の建ぺい率上限は24%となる。

(3) 新設等の特定公園施設に係る移動等円滑化基準の条文化(第1条の5別表関係)

・特定公園施設(※)の新設、増設又は改築を行う際にこれまで扱っていた国土交通省令の特定公園施設移動等円滑化基準から、鳥取県福祉のまちづくり条例に基づいた、高齢者・障がい者をはじめ、より人に優しい公園施設の整備を目的とした移動等円滑化基準(バリアフリー基準)によることを都市公園条例で明示する。

(主なバリアフリー基準)

- ① 園路及び広場等の段差、階段等にはバリアフリー基準に適合した幅や傾斜角度のスロープを設置すること。
また、階段やスロープの下端近接部分に視覚障がい者に対して、段差や傾斜の存在を警告する点字ブロック等を設置すること。
- ② 便所は、滑りにくい床を採用し車いす利用者等に支障のないよう段差をなくするとともに、1以上のレバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓を設けること。
- ③ 便所内の便房のうち1以上は、腰掛便座や手すりを備え、くつべら式・光感知式その他車いす利用者などが容易に使用できる方式の大便秘浄装置を設けた高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
- ④ 便所内の便房のうち1以上は、ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を設けるとともに、当該便房並びに便所の出入口にその旨の表示する標識を設けること。
- ⑤ 管理事務所等にカウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適したものであること。
- ⑥ 駐車場を設ける場合は、全駐車台数の50分の1以上車いす利用者用駐車施設を設けること。

※特定公園施設とは

バリアフリー法において移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める園路及び広場や駐車場、休憩所、便所等の各公園施設をいう。

(4) 上記改正に伴う用語定義など所要改正

鳥取県都市公園条例の一部改正(案)について ご意見をお寄せください

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)の施行により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)の一部が改正され、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準(面積率要件)、特定公園施設の設置基準について、各都道府県条例で定めることとされたことに伴い、鳥取県都市公園条例に公園の設置基準や、特定公園施設の設置基準を新たに定めるものです。

改正案についてご意見をお寄せください。

改正理由

- バリアフリー法の改正に伴い、都市公園内の特定公園施設(園路、スロープ、便所等)の移動等円滑化基準に係る特定公園施設の規格・基準等も各自治体(県)において条例の中で定めることとなった。
- 都市公園法が改正され、各自治体における都市公園整備の数値目標や公園施設の設置基準を県条例に明記する。

主な改正内容

- ① バリアフリー法に定める都市公園内の便所等の特定公園施設(※1)を新設、改築、増築する場合は、鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき人に優しい公園施設の移動等円滑化の基準を設定する。
- ② 駐車場を新設・増設する際には、車いす使用者に対応した駐車場を整備する駐車台数に応じて一定台数分整備すること(整備台数の50分の1以上は車いす使用者用駐車施設とする。)など高齢者・障がい者等に配慮すべき特定公園施設の移動円滑化基準を県条例で明文化
- ③ 都市公園内に設置する公園施設(※2)である建築物の面積率の特例要件について、国の施行令基準を参酌して、県条例で定める。

※1 特定公園施設・・・バリアフリー法で移動円滑化の配慮が求められる園路及び広場、屋根付広場、休憩所、駐車場、便所等の施設

※2 公園施設・・・公園内に設けられる修景施設、運動施設(体育館、野球場等)、教養施設(野外音楽堂、図書館、歴史的建築物等)、災害用備蓄倉庫などの建築物

【改正案の閲覧方法】

県庁公園自然課のホームページに掲載しています。

また、県庁県民室、各総合事務所県民局、県立図書館でも閲覧できます。

【応募方法】

様式は自由です(裏面もご利用ください)。郵送、ファクシミリ、電子メールをお寄せいただくか、県庁県民室、各総合事務所県民局、県立図書館に設置してある意見箱に投函してください。

 **応募締め切り:平成24年7月27日(金)まで**

【結果の公表】

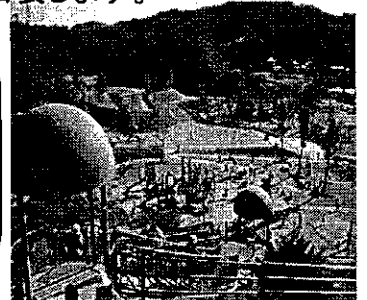
いただいたご意見への対応については、とりまとめてホームページ等で公表します。

【応募先・問合せ先】

鳥取県生活環境部公園自然課 (〒680-8570 住所記載不要)
電話 0857-26-7199 / ファクシミリ 0857-26-7561
電子メール kouenshizen@pref.tottori.jp
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>



(東郷湖羽合臨海公園)



平成24年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草の開始について

平成24年7月2日
砂丘事務所

鳥取砂丘再生会議（会長 ^{にしだりょうへい}西田良平 放送大学鳥取学習センター所長）では、県民の皆様と一緒に
なって美しい鳥取砂丘を維持・保全するため、下記のとおりボランティア除草を実施する。

記

- 1 実施期間 7月21日（土）～9月9日（日）の土・日曜日の午前6時から2時間程度。
（ただし、8月11日（土）及び12日（日）は中断。）
- 2 集合場所 市営駐車場鳥取砂丘パークインフォメーション横に午前6時までに集合。

3 その他参考

(1) ボランティア除草活動の実績

| 年 度 | 延参加人数（人） | 除草面積（ha） | 備 考 |
|-----|----------|----------|--------------------|
| H16 | 371 | 12.0 | |
| H17 | 904 | 16.0 | |
| H18 | 2,117 | 20.3 | 夏季 |
| H19 | 3,207 | 28.7 | 夏季 |
| H20 | 3,309 | 38.7 | 夏季 |
| H21 | 3,708 | 41.1 | 夏季 |
| H22 | 5,599 | 39.9 | 通年、観光客体験除草985人含む |
| H23 | 5,909 | 40.6 | 通年、観光客体験除草2,100人含む |

※平成21年度までは夏季のボランティア除草が中心であった。

平成22年度からは夏季ボランティア除草に加え、通年で団体によるボランティア除草を受入れている。また、土日を中心にした観光客の除草体験を実施した。

(2) 案内・申込用紙の主な配布先

県民室及び各総合事務所、鳥取市各総合支所、県東部の公共施設、公民館など
砂丘事務所ホームページにおいても掲載する。

(3) 鳥取砂丘再生会議の概要

ア 目 的 鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な人々の協働による取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘及びその周辺地域の活性化に資する。

イ 事 業

(ア) 鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業等必要な事業の実施

(イ) 鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力を情報発信するイベントの推進

ウ 構 成

会 長 西田 良平（放送大学鳥取学習センター所長）

構成員 地元関係団体、民間事業所、大学・行政等の関係機関など

エ 経費負担 県1/2、鳥取市1/2